

令和3年5月26日
保育部保育認定・調整課

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準については、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

この度、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」により、家庭的保育事業等の基準に関する厚生労働省令(※)が改正されたため、区においてもこの内容を踏まえた条例改正を行う。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)

2 一部改正の内容

家庭的保育事業等における諸記録の作成、保存等について、電磁的な対応を認めることとする。

3 一部改正案

別紙 新旧対照表(案)のとおり

4 施行予定日

令和3年7月1日

5 今後のスケジュール(予定)

令和3年6月 令和3年第2回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>改正</p> <p>平成28年3月8日条例第12号 令和元年10月1日条例第35号 令和2年3月4日条例第15号 令和2年9月30日条例第47号</p> <p>世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第50条・<u>第51条</u>） 附則（略）</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録）</u></p> <p><u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第51条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要</p>	<p>○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月30日条例第35号</p> <p>改正</p> <p>平成28年3月8日条例第12号 令和元年10月1日条例第35号 令和2年3月4日条例第15号 令和2年9月30日条例第47号</p> <p>世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 雑則（第50条） 附則（略）</p> <p>第1章～第5章（略） 第6章 雑則</p> <p><u>第50条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
な事項は、規則で定める。 附 則 (略)	附 則 (略)